

議案第55号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(開館時間)

- 第3条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（教育委員会があらかじめ指定する日にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により指定した日を掲示その他適当な方法により公表しなければならない。
- 3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に第1

(山陰海岸学習館の附置)

- 第3条 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にする心をはぐくむため、博物館に山陰海岸学習館を附置する。
- 2 山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。
- (開館時間)
- 第4条 博物館（山陰海岸学習館を除く。以下この条、第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。
- 2 山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日にあっては、午前9時から午後6時まで）とする。
- 3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前2

項の開館時間を変更することができる。

4 略

(休館日)

第4条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）
- (3) 略

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 略

項の開館時間を変更することができる。

4 略

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が休日である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））
 - (2) 祝日法に規定する国民の祝日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）
 - (3) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日までの間に
おける月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）
は、山陰海岸学習館を開館するものとする。
- 3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
- 4 略

(利用の許可)

第5条 略

2 教育委員会は、その利用（展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

（1） 略

（2） 博物館の施設又は博物館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

（3） 略

(行為の制限等)

第6条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

（1） 博物館の施設又は博物館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

（2）～（6） 略

2 略

(措置命令)

第7条 略

(利用の許可)

第6条 略

2 教育委員会は、その利用（展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

（1） 略

（2） 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

（3） 略

(行為の制限等)

第7条 博物館においては、次の行為をしてはならない。

（1） 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

（2）～（6） 略

2 略

(措置命令)

第8条 略

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
と認めるときは、第5条第1項又は第6条第1項第2号若しく
は第4号の許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(使用料の徴収)

第9条 略

(使用料の減免)

第10条 略

(教育委員会規則への委任)

第11条 略

別表 (第9条関係)

1 略

2 特別展示 (博物館が主催して行う特別の企画による展示を

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
と認めるときは、第6条第1項又は第7条第1項第2号若しく
は第4号の許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(使用料の徴収)

第10条 略

(使用料の減免)

第11条 略

(教育委員会規則への委任)

第12条 略

別表 (第10条関係)

1 略

2 特別展示の入館料

いう。) の入館料

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額

3 略

展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額

3 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。